

人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業実施要綱

第1 趣旨

令和元年以降、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知）に基づき、集落・地域での徹底的な話し合いを通じて、5年後、10年後に抱える地域農業の課題を認識・共有するとともに、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化し、地域の課題への対応方針について合意形成する人・農地プランの実質化の取組を進めてきた。

今後、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中で、農業の成長産業化等に向け、分散する農地を集約化し、農地の受け手が利用しやすくなるようにしていく必要がある。

このため、本事業により、地域の農業者等の話し合いに基づき、農地の集約化に重点を置いた地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿等を明確化した計画の作成に向けた取組を支援する。

第2 事業の内容

本事業では、地域の農業者等の話し合いに基づき、農地の集約化に重点を置いた地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿や農地を利用する者などを明確化した計画を作成するため、市町村及び都道府県が行う、以下に掲げる取組に係る経費について補助するものとする。

1 市町村の取組

(1) 集落・地域における話し合いの開催

集落・地域等を単位として農業者等を参集し、地域農業の現状・課題を共有しつつ、農業の将来のあり方や今後も農業利用を行う農地の区域、農地集約化の方向性等について検討するための話し合いの開催

(2) 話し合いをコーディネートする専門家の派遣

(1)の話し合いをコーディネートする専門家（市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等の機関（以下「関係機関」という。）のOBやファシリテーション研修の講師など実務経験が豊富な者）の派遣

(3) 将来の農地利用の姿等の検討・作成

農地の集約化に重点を置いた地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿や農地を利用する者等の検討、それらを示した計画の作成

(4) 検討会の開催

関係機関の代表者、農業者等の検討会（以下「検討会」という。）の開催

(5) 周知、フォローアップ等

関係機関と地域の農業者、農地所有者、地域住民等に対する、計画づくりの

必要性や作成した計画の内容、その実現に向けた取組等に係る普及啓発、フォローアップ等の実施

2 都道府県の取組

(1) 事業説明会の開催

事業実施主体となる市町村や関係機関の担当者等に対する本事業の説明会の開催

(2) 意見交換会の開催等

本事業の効果的な実施方法等について、市町村の意識を高め、相互に研鑽を積むため、市町村、関係機関、地域の農業者等を参集した意見交換会等の開催及びこれらの者に対する普及啓発

(3) 事業実施の助言・指導

市町村において事業実施期間中に本事業が適切に実施されているかどうかの確認並びに適切な取組が行われていないと判断した場合における市町村に対する助言及び指導

第3 事業の実施地区

第2の1の取組の対象となる地区は、集約化に重点を置いた地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿や農地を利用する者などを明確化する計画の作成に向けた地域の農業者等による話し合いや検討等に取り組む地区とする。

第4 事業実施主体

第2の1の取組に係る事業の実施主体は市町村、第2の2の取組に係る事業の実施主体は都道府県とする。

また、都道府県及び市町村は、事業の実施に係る事務の一部を委託することができるものとする。

第5 事業実施計画の作成及び承認手続等

1 第2の1又は2の取組に係る事業を実施しようとする場合、以下の手続等を行うものとする。

2 市町村が第2の1の取組に係る事業を実施しようとする場合は、市町村長は、市町村事業実施計画（別紙様式第1号）を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認申請を行うものとする。

3 都道府県知事は、市町村事業実施計画の内容について、必要な調整を行った上で、都道府県が実施する推進活動等をその内容に含んだ都道府県事業実施計画（別紙様式第3号）を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下

「地方農政局長等」という。)へ承認申請を行うものとする。

- 4 地方農政局長等は、3により提出された都道府県事業実施計画の内容を審査し、その結果を都道府県知事に通知するものとする。審査の結果、その内容が適当と認められる場合は、承認した都道府県事業実施計画に基づいて補助金を交付するものとする。
- 5 都道府県知事は、4によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、市町村長に対して、市町村事業実施計画を承認した旨の通知を行うものとする。
- 6 市町村事業実施計画又は都道府県事業実施計画について、以下の変更が生じた場合は、2から5までの手続に進じて、市町村事業実施計画の変更については、都道府県及び地方農政局長等、都道府県事業実施計画の変更については、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業費又は国庫補助金の3割を超える増減
 - (3) 第2の1若しくは2の取組に係る事業の中止又は新規の実施

第6 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、市町村長は市町村事業実施計画を承認した旨の通知を受けてから、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第4号）を都道府県知事に提出する。都道府県知事は、市町村長から提出のあった交付決定前着手届の内容について必要な確認を行った上でその内容が適切と認められた場合は、理由を明記した交付決定前着手届を地方農政局長等に提出する。また、都道府県が事業実施主体となって行う事業で、交付決定前に着手する必要がある場合についても、同様とする。
- 2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

また、この場合、都道府県知事は、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の提出に当たっては、申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- 3 地方農政局長等は、事業着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第7 事業の完了報告

- 1 市町村長は、毎年度、事業が終了したときは、市町村事業完了報告書（別紙様式第1号）を作成し、別紙様式第5号により、都道府県知事へ報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、市町村事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県事業完了報告書（別紙様式第5号）を作成し、補助事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに地方農政局長等へ報告するものとする。

第8 国による補助

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表に掲げるものに限る。）を対象として、都道府県に対して補助金を交付するものとする。
- 2 市町村は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費（別表に掲げるものに限る。）について、都道府県に対して交付の申請を行うものとする。

第9 補助金の返還

- 1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業を実施していなかった場合又は都道府県事業完了報告書若しくは市町村事業完了報告書の内容に虚偽があった場合には、該当する都道府県に対し、補助金を返還させる措置を講ずるものとする。
- 2 都道府県は、本事業で補助すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を国へ返還する措置を講ずるものとする。

第10 証拠書類の保管

都道府県及び市町村は、都道府県事業実施計画、市町村事業実施計画、都道府県事業完了報告書、市町村事業完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類については、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

第11 関係機関との連携

- 1 都道府県及び市町村は、本事業を実施するに当たり、関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、本事業を実施するに当たって、農業委員会及び農地中間管理機構と密接に連携し、実施するものとする。

第12 報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、市町村及び本事業に係る機関に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができるものとする。

第13 委任

本事業の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、経営局長が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象となる経費等

区分	内容	補助率
謝金	第2の取組に直接必要となる事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者・コーディネーター等に対する謝礼に必要な経費	定額 (時間単価 7,900円以内とする。)
旅費	第2の取組に直接必要となる都道府県及び市町村職員、有識者・コーディネーター等の移動に必要な経費	定額
事務等経費	第2の取組に直接必要となる印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、報酬(本事業のために雇用した非常勤職員に対して支払う実働に応じた対価)、共済費(当該雇用した非常勤職員の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金等)、職員手当等(当該雇用した非常勤職員等に対する各種手当等)、振込手数料、備品購入費等	定額
人件費	計画の策定に向けて必要な報酬(市町村の正規職員の超過勤務に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給))	定額
委託費	第2の取組を他の者に委託するために必要な経費	定額

注1：上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず都道府県及び市町村で具備すべき備品・物品等の購入(地図情報システム等を含む)又はリース・レンタルに係る費用については補助対象外とする。

注2：他の国の補助事業と重複して補助を受けないものとする。

注3：人件費の算定等に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知。以下「人件費の算定通知」という。)によるものとする。

別紙様式第1号

事業実施年度	令和〇年度
補助対象者	〇〇〇市町村

令和〇年度〇〇〇市町村事業実施計画（又は完了報告書）
（人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業）

1 対象地区

対象地区数	対象地区内集落数	対象地区内耕地面積
地区	集落	ha

2 連携体制

関係機関	役割分担	備考
市町村		
農業委員会		
農地中間管理機構		

3 対象地区の現状・課題と対応（取組内容）

現状・課題
※ これまでの取組状況について、数値等データを元にして具体的に記載すること。 ※ これまでの取組等を通じて明らかになった課題について具体的に記載すること。

対応（取組内容）
※ 「現状・課題」で挙げられた課題に対し、下記の点に留意してどのように対応していくのかを明記すること。 ・ 計画づくりに向けた体制、話し合いを行う単位（エリア）の設定の考え方など（4の「取組内容と経費」と取組内容が合致していること。）

4 取組内容と経費

取組内容	事業費		積算根拠 (内容、回数、単価等)
		うち国費	
※ 3の「対応（取組内容）」の記載内容に即して、取組内容を項目立てて記載すること。	円 円 円	円 円 円	※ 積算根拠の内容が細くなる場合には、本欄に「別紙」と記載の上、積算根拠を記載した別紙を添付することも可。

	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

(注) 本様式を計画変更又は事業完了報告書とする際は、変更前の事業計画の内容を括弧書きし変更後の事業計画の内容を裸書きしてください。

〇〇都道府県知事
(〇〇農政局長) 宛て

〇〇市町村長
(〇〇都道府県知事)
氏 名

令和〇〇年度事業実施計画の承認（変更）申請について
(人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業)

人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）第5の2（若しくは3又は6）に基づき、市町村事業実施計画（都道府県事業実施計画）の承認（変更）を申請します。

添付資料：市町村事業実施計画（別紙様式第1号）又は都道府県事業実施計画（別紙様式第3号）

別紙様式第3号

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	都道府県

令和〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）
（人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業）

必要経費総計 (うち国費) 円

事業名	事業費		備考 (取組内容等)
		うち国費	
人・農地将来ビジョン確立・実現 支援事業	円	円	
うち市町村分	円	円	
うち都道府県推進活動費	円	円	
合計	円	円	

- ※ 市町村から申請又は報告があった市町村事業実施計画（別紙様式第1号）又は市町村事業完了報告書（別紙様式第1号）を基に記載するとともに、市町村事業実施計画又は市町村事業完了報告書を添付します。
- ※ 本様式を計画変更又は事業完了報告書とする際は、変更前の事業計画の内容を括弧書きし、変更後の事業計画の内容を裸書きしてください。
- ※ 「うち都道府県推進活動費」に係る事業費については、第2の2に要する経費を記載します。

〇〇都道府県知事
(〇〇農政局長) 宛て

〇〇市町村長
(〇〇都道府県知事)
氏 名

令和〇〇年度人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業交付決定前着手届

人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）の第6の1に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

別添

区分	事業費	着手		完了予定 年月日
		うち国費	年月日	

理 由

別紙様式第5号

令和〇〇年度事業完了報告
(人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業)

番 号
年月日

〇〇都道府県知事
(〇〇農政局長) 宛て

〇〇市町村長
(〇〇都道府県知事)
氏 名

人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）第7の1（又は2）に基づき、別添のとおり報告します。

別添： 市町村事業完了報告書（別紙様式第1号）又は都道府県事業完了報告書（別紙様式第3号）